

第 4 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成30年4月18日(水)午後2時00分

場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室

出席部会委員 6田口^{たぐち}慶^{よしのり}則^{むくした}・7棕^{たもつ}下^{みやもと} 保^{まさはる}・14宮^{もりやま}本^{たかゆき} 政^{なかたに}春^{ひでや}・15守^{にしもり}山^{よしのり} 孝^{ゆうき}之^{しんぞう} 昭^{もろと} 善^{よしあき}昭^{善昭}

22中^{なかの}野^こた^こつ^子

以上9名

欠席部会委員 23片^{かたおか}岡^{まさいく} 眞^ま郁^ゆ

議 長 第2農地部会長 諸^{もろと}戸^{よしあき} 善^{善昭}昭^昭

事務局職員 藤井事務局長・長谷川事務局次長・若松主査

総合支所 久居：藤卷担当主幹 一志：坂口担当主幹 白山：境担当副主幹
美杉：東山担当副主幹

議事録署名者 17西^{にしもり}森^{よしのり} 偉^{なかの}統^こ・22中^{なかの}野^こた^こつ^子

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第3号 時効取得による所有権の移転について

報告第4号 農地所有適格法人の定期報告について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)

議案第5号 非農地証明願について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定
について <別冊>

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは、第4回第2農地部会を開会いたします。本日の欠席は23番片岡眞郁委員1名です。
- 議事に入ります前に、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
- 17番の西森偉統委員、22番の中野たつ子委員、よろしくお願いします。
- 始めに、会長の専決等の報告事項に入ります。報告第1号から報告第5号につきまして事務局から一括して報告をお願いします。
- 事 務 局 説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。
- 議案書の1ページから2ページをお願いいたします。
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
- 番号1から14で、合計件数は14件、合計面積は28,656㎡で、その内訳は田が26,998㎡、畑が1,658㎡でございます。
- これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。
- 3ページから7ページをお願いいたします。
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、でございます。
- 番号1から11で、件数は合計で11件、合計面積は60,370.38㎡で、その内訳は田が47,903㎡、畑が12,433.38㎡、その他が34㎡でございます。
- これらにつきましては、相続の届出でございます。なお、現況地目が宅地になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。
- 8ページをお願いいたします。
- 報告第3号 時効取得による所有権の移転について、でございます。
- 番号1、権利者 _____、申請地は畑で52㎡、外1筆、合計面積 204㎡、取得年月日は昭和53年11月6日でございます。
- この案件につきましては、権利者は当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、取得時効が成立しています。
- 9ページをお願いいたします。
- 報告第4号 農地所有適格法人の定期報告について でございます。
- 番号1、株式会社 _____、主たる耕作物はブロッコリー、耕作面積は、田0.9ha、畑1.2ha、合計2.1ha
- 番号2、有限会社 _____、主たる耕作物は水稻、耕作面積 田で44.1ha
- 番号3、有限会社 _____、主たる耕作物は水稻、耕作面積は、田で26ha
- 以上件数は3件で、いずれの案件も、組織形態要件、事業要件、構成員要件、

業務執行役員要件のすべてを満たしております。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 事務局から報告がありましたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

次に議案事項に入ります。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 10ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 久居、受人 _____、面積 12, 166 m²、渡人 _____、面積 12, 166 m²、申請地 久居明神町風早 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 004 m² 外1筆、合計面積 3, 881 m²。

これにつきましては、親子間の生前部分贈与になります。

番号2、地区 久居、受人 _____、面積 5, 101 m² 渡人 _____ 外2名、面積 9, 986 m² 申請地 木造町トヤグロ _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 891 m² 外1筆 合計面積 968 m²。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 川口、受人 _____、面積 6, 541 m²、渡人 _____、面積 2, 112 m² 申請地 白山町川口杉東 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 366 m²。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数は3件、合計面積は、5, 215 m²、このうち田が4, 772 m²、畑が443 m²でございます。

これら案件につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、2番、お願いします。

田口委員 6番、田口です。9日の午前中に番号1を現地調査してきました。農業委員は私と椋下委員、地元推進委員3名、あと事務局の計6名で見てまいりました。場所は _____ のすぐ西です。状況は事務局の報告どおりで問題ないと思います。番号2も同じメンバーで見てまいりました。場所は高茶屋の _____ から約200mでございます。譲受人の _____ さんは現在 _____ に在住ですが、あと2年すると定年退職し、帰省されることから、自宅横の申請地を購入する

とのことです。あとは事務局の報告どおりです。何も問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。3番、お願いします。

中谷委員 16番、中谷です。9日に西森、中谷両委員と地元推進委員、白山総合支所職員2名、譲渡人も同行をしていただきました。場所は_____から東へ約3キロのあたりです。申請地は譲受人宅の前で、耕作に便利がいいということの所有権移転ですので、別に問題ないかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思っております。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 いかがですか。よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 11ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 栗葉、申請者 _____、申請地 森町加村垣内_____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 407㎡のうち38㎡。

これにつきましては、申請地を駐車場及び庭園用地とするものですが、既にこの目的で使用されている旨の始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 家城、申請者 _____、申請地 白山町福田山落出_____、台帳地目 田、現況地目 山林、面積 602㎡ 外1筆、合計面積 1,443㎡。

これにつきましては、昭和50年ころに植林された旨の始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件で、合計面積は、1,481㎡、このうち田が602㎡、畑が879㎡でございます。

これら案件につきまして、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長	ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。
椋下委員	7番 椋下でございます。9日に農業委員である私と田口委員、地元推進委員3名、あと久居総合支所職員とで確認をさせていただきました。場所は_____から北へ約300mのところ、事務局の説明のとおりでございます。問題はないと考えますので、よろしくご審議願います。
議 長	ありがとうございます。2番、お願いします。
西森委員	17番、西森です。4月10日に守山会長、農業委員の中谷・西森両委員、地元推進委員、調査士、本庁事務局、白山総合支所事務局という面々で、立会いをさせていただきました。場所は_____の裏です。始末書が出ており、木々が植わっている状況です。後は事務局の説明どおりということですよ。
議 長	はい、ありがとうございます。地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することを決定したいと思います。 続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	12ページから14ページをお願いいたします。 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。 恐れ入りますが、議案書の訂正をお願いいたします。 13ページから14ページにかけてでございます。番号13、14、15については申請の取り下げがございましたので、削除をお願いいたします。それに伴いまして、14ページ一番下の合計件数16件を13件に、面積24,476㎡を16,146㎡に、また内訳の田の面積11,603㎡を3,273㎡に、それぞれ訂正をお願いいたします。お手数をおかけいたします。よろしくをお願いいたします。 それでは、説明をさせていただきます。 番号1、地区 久居、受人 学校法人_____ 理事長 _____、渡人 _____、申請地 久居井戸山町東興_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,126㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場

用地とするものです。農地区分は、第1種農地と判断されますが、不許可の例外にある公益性が高いと認められる事業に供されるため、妥当なものであると思われま

番号2、地区 久居、受人 株式会社_____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 戸木町三丁山_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1, 323 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、589.32 m²、転用面積は、44.5%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 久居、受人 株式会社_____ 代表取締役 _____、渡人 _____ 外1名、申請地 久居藤ヶ丘町西硯石_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 736 m² 外2筆 合計面積 2, 076 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を介護施設用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 栗葉、受人 _____、賃借人 株式会社_____ 代表取締役 _____ 渡人 _____、申請地 庄田町八王子田_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 480 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、駐車場に造成したのち夫が代表を務める法人へ賃借しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 栗葉、受人 _____株式会社 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 庄田町沓掛_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 727 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、492 m²、転用面積の67.7%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 栗葉、受人 _____株式会社 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 稲葉町寺平尾_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積604 m² 外2筆、合計面積 1, 658 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、590.4 m²、近隣土地所有者等が農耕者等で通行する際、支障とならない幅を確保してほしい旨の要望に定めるため、転用面積の35.6%となります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 栗葉、受人 _____、渡人 _____ 外2名、申請地 久居一色町羽場_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 646 m² 外2筆、合計面積 1, 597 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、480.96 m²、太陽光パネルを南向きに設置するには土地の形状に対し斜めの配置になることなどから、転用面積の30.1%になります。農地区分は、第2種農地と判断されま

す。

番号8、地区 栗葉、受人 _____、使用借人 一般社団法人 _____
代表理事 _____、渡人 _____ 外1名、申請地 庄田町谷口_____
台帳地目・現況地目とも畑、面積 533㎡ 外3筆、合計面積 3,042
㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、受人が代表を務める障害児のための放課後デイサービス施設に通う子供たちの運動場用地として、使用貸借しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 川合、受人 株式会社_____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 一志町片野北浦_____
台帳地目・現況地目とも畑、面積 341㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を建売（分譲）住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 川口、受人 _____株式会社 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 白山町川口宮ノ後_____
台帳地目・現況地目とも田、面積 1,017㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、561.68㎡、転用面積の55.2%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 川口、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町川口杉東_____
台帳地目・現況地目とも畑、面積 872㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、421.2㎡、転用面積の48.3%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 川口、受人 _____、渡人 _____ 外4名、申請地 白山町川口馬乗岩_____
台帳地目・現況地目とも畑、面積 241㎡ 外4筆、合計面積 1,707㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、686.4㎡、転用面積の40.2%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号16、地区 下多気、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町下多気漆_____
台帳地目・現況地目とも田、面積 180㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を足場丸太などの木材の資材置場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は13件、合計面積は、16,146㎡、このうち田が3,273㎡、畑が12,873㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番、2番、3番、お願いします。

田口委員 6番、田口です。1番、2番、3番を説明します。すべて9日午後に事務局、会長、部会長、地元推進委員3名と私で見えてまいりました。1番の場所は、____から東へ約300mのところに、____が4月にオープンしていますが、既存の駐車場が狭いということで、隣の土地を駐車場にかえるということです。2番は、風早池から東へ約100mのところの道沿いです。3番は中勢バイパス____の信号より南約200mのところ。何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。4番から8番、お願いします。

椋下委員 7番 椋下でございます。4番ですが、4月9日に農業委員である田口委員と私、地元推進委員3名、事務局で確認をさせていただきました。場所は国道165号線にある____から約200mのところ、事務局の説明のとおりで、何ら問題はないと考えます。次に5番ですが4月9日に同じメンバーで確認をさせていただきました。場所は____から南へ約300mのところ、事務局の説明どおり何ら問題ないと考えます。次に6番ですが4月9日の午後、守山会長、地元推進委員2名、事務局3名と私とで確認をさせていただきました。場所は____から南へ約200mのところ、現地調査の際、境界やフェンスの位置等があいまいであるのご指摘がありましたが、事業者が当日不在であったため、後日事業者よりフェンスの位置、境界を明示させた写真の提出がありました。これにより現地調査を行ったところ問題ありませんでした。後は、事務局の説明どおりで何ら問題ないと考えますので、よろしくお願いします。次に7番ですが、これも9日の午後、守山会長、地元推進委員2名、事務局他3名と私とで確認をさせていただきました。場所は____から東へ約200mのところ。事務局の説明どおりで何ら問題はないと考えます。次に8番は9日午後、守山会長、地元推進委員2名、事務局他3名と私とで確認をさせていただきました。場所は____から東へ約150mのところ。事務局の説明どおりで、何ら問題はないと考えますので、よろしくご審議願います。

議長 ありがとうございます。9番、お願いします。

守山委員 15番、守山です。9番について説明させていただきます。4月9日に現地調査をいたしました。宮本委員、片岡委員そして私、地元推進委員2名、一志総合支所職員2名とで現地を見てまいりました。場所は____から500mぐらいで、周辺には住宅が建っております。何ら問題がないと思います。詳細は事務局からの説明のとおりでございます。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。10番、11、12とお願いします。

中谷委員 16番、中谷です。10番ですが10日に守山会長、事務局、西森・中谷両委員、地元推進委員、行政書士とで確認しました。場所は____から南へ約

200mのところでは、場所としては太陽光にはもったいないような場所でしたが、本人さん耕作ができないということで太陽光にされるようです。11番ですが、9日に西森、中谷両委員と地元推進委員、総合支所職員で確認してまいりました。_____から東へ約3kmのところにある場所で地権者は耕作ができないということで、所有権移転になっております。12番は守山会長、事務局、西森・中谷両委員、地元推進委員、白山総合支所職員、行政書士とで確認しました。11番の土地から東へ50mのところでは、事務局の説明どおり、何ら問題はないかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。16番、お願いします。

結城委員 18番、結城です。10日に地元推進委員と事務局、申請人の立会いのもと現地を確認しました。申請地は荒れた土地になっているが、高齢で管理ができないということです。受人は足場丸太などの資材置場として使用したいということで、資材置場への転用を確実に実行するよう指導してまいりました。地元推進委員とも意見は合意しております。

議長 はい、ありがとうございます。地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することと決定したいと思います。続きまして、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 15ページをお願いいたします。
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。

番号1、地区 久居、借人 _____、貸人 _____、申請地 久居明神町西大釜_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積375㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に永年間の使用貸借権を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 榊原、借人 _____、貸人 _____、申請地 榊原町里中_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積185㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に30年間の使用貸借権を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件で、合計面積は畑で560㎡でございます。
いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

田口委員 6番 田口です。10日の午前中に、地元推進委員3名、棕下委員と私と事務局で行ってまいりました。場所は_____のすぐ前です。何ら問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。2番、お願いします。

棕下委員 7番、棕下でございます。9日の午前中に田口委員、地元推進委員3名と事務局と私とで確認させていただきました。場所は榊原町内の_____より西へ約1kmのところですか。事務局の説明どおりで、何ら問題はないと考えますので、よろしくご審議願います。

議長 ありがとうございます。地元委員の説明が終わりました。皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいまご審議いただきました議案第4号について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。議案第4号は許可することを決定したいと思います。
続きまして、議案第5号 非農地証明願について、を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 16ページをお願いいたします。
議案第5号 非農地証明願について でございます。
番号1 地区 家城、願出者 _____、申請地 白山町南家城西出_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積125㎡。
これにつきましては、提出されております、建物の全部事項証明書により、昭和41年6月30日に住宅を建築されたことが確認できます。
このことから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、これは津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

番号2 地区 川口、願出者 _____、申請地 白山町川口上田_____、

台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 459㎡。

これにつきましては、提出されております平成30年3月5日発行の課税証明書により、申請地は昭和63年築の宅地となっていることが確認できます。

このことから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、これは津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

番号3 地区 丹生俣、願出者 _____、申請地 美杉町丹生俣北垣内_____
_____、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積 386㎡。

これにつきましては、提出されております平成28年度固定資産税・都市計画税課税明細書により、申請地には昭和46年から家屋があることが確認できます。

このことから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、これは津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は3件、合計面積は970㎡、このうち田が386㎡、畑が584㎡でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

西森委員 17番、西森です。4月9日に地元推進委員、行政書士、総合支所職員というメンバーで立会いをさせていただきました。場所は_____から美杉方面へ行った、集落の真ん中になるので特に目印となるようなものはないのですが、周りは家に囲まれているという現状です。事務局の説明どおりでございました。何ら問題ないと思います。

議長 はい、ありがとうございます。2番、お願いします。

中谷委員 16番、中谷です。9日に西森、中谷両委員と地元推進委員、白山総合支所職員で確認してまいりました。場所は_____の入り口から西へ約300mのところです。事務局の説明どおり、何ら問題はないかと思っておりますので、よろしくお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。3番、お願いします。

結城委員 18番、結城です。10日に地元推進委員、事務局とで現地を確認しました。昭和45年ごろに一般住宅を建設し、住居として現在に至っている。全ての書類が添付されておるといことでございますので、よろしくご審議願います。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。

部会委員	<一同 意見なし>
議 長	よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第5号については証明することに決定したいと思います。 次に別冊でお配りしました議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。 資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。 まず、久居地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で66,359.6㎡、契約件数は53件でございます。 一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で160,921.31㎡、畑の賃貸借で490㎡、契約件数は96件でございます。 白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で69,298㎡、畑の使用貸借で684㎡、契約件数は34件でございます。 美杉地区につきましては、田の使用貸借で5,683㎡、畑の使用貸借で1,181㎡、契約件数は3件でございます。 以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて302,261.91㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて2,355㎡、合計契約件数は186件、合計面積は304,616.91㎡となっております。 次に認定農業者への集積状況でございます。 地区別の認定農業者への集積は久居地区18件、一志地区44件、白山地区14件、美杉地区1件で合計77件、合計面積は236,043.91㎡でございます。 なお、認定農業者への集積は、件数で41.4%、面積で77.5%となっております。 今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。今回の案件のうち、始めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願い

いします。

整理番号21、ほか2件についてです。

_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

この3件についていかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました3件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。入室してください。

< 入 室 >

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。これらの案件につきましても適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第4回第2農地部会を閉会します。

午後2時51分

上記は、第4回第2農地部会の議事を録したものである。

平成30年4月18日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____